

○金融庁告示第 号

金融サービスの提供に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）第二十二條第十三号の規定に基づき、主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者を次のように指定し、令和三年十一月一日から適用する。

令和三年 月 日

金融庁長官 氷見野良三

法人名

本店所在地

上田八木短資株式会社

大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目四番二号

東京短資株式会社

東京都中央区日本橋室町四丁目四番十号

セントラル短資株式会社

東京都中央区日本橋本石町三丁目三番十四号